

機関番号：34314
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530550
 研究課題名（和文） 稼働年齢の貧困者に対する自立支援の研究
 —ホームレス・不安定雇用層を中心に—
 研究課題名（英文） Study on Supporting the Independence of Working-Age Poor People:
 Focusing on the Homeless and Those with Unstable Employment
 研究代表者
 加美 嘉史（KAMI YOSHIFUMI）
 佛教大学・社会福祉学部・准教授
 研究者番号：20340474

研究成果の概要（和文）：

本研究は稼働年齢の貧困層に対する対策・支援のあり方を提起することを目的に、京都市をはじめとするいくつかの地域・施設で調査を行った。そのうち施設入所など居宅保護以外の措置がなされたホームレス者のケース分析を行ったところ、「無断退所」が約半数を占め、再野宿化のリスクが高い状況が確認された。また就職先を確保したホームレス者への調査では、約半数が生活保護基準未満の低賃金である現状が明らかになった。ホームレス脱却後においても不安定な労働・生活環境の者が多い実態が確認され、安定した生活を継続するために労働環境の改善、失業や低賃金への社会保障制度の適用拡充、公的就労など総合的な諸対策が必要である。

研究成果の概要（英文）：

This study was conducted primarily in Kyoto with the aim of developing measures and support for the working-age poor. An analysis of cases of homeless individuals who had received assistance other than housing assistance, revealed that approximately half had "withdrawn from their assistance programs without warning" and were at high risk of becoming homeless again. A survey of homeless individuals who had found employment revealed that approximately half were earning wages that were below the standard for receiving public assistance. Many people are in unstable working and living environments, and various support measures are needed, including improvements in the labor environment so they can continue living a stable lifestyle, the use of social welfare systems for the unemployed and low wage earners, and the provision of public employment opportunities.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2008年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2009年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2010年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1,500,000 | 450,000 | 1,950,000 |

研究分野：貧困問題研究

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：ワーキングプア、不安定雇用、就労自立、ホームレス、生活保護、社会的居場所

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した2008年は、近年の非正規雇用者の急増、賃金水準の下落などにより、生活保護基準以下の収入での生活を余儀なくされる低所得の勤労者世帯、「ワーキン

グ・プア」(働く貧困層)が深刻な社会問題となっていた。さらに同年秋にはリーマンショックにより、非正規労働者を中心に膨大な失業者が生まれ出されることになった。この背景には90年代後半以降の労働の「フレキシ

ビリティの強化」を推進する労働政策の展開により、派遣労働の原則自由化などの政策が実施され、非正規労働者が急増したことが影響している。正規雇用者は1995年の3779万人から15年間で416万人減少、非正規雇用者は同年の1001万人から707万人増加した。

不安定雇用層の増加に伴い、稼働世帯の生活保護受給者が増加している。そのため稼働能力を有する貧困層対策として就労支援の強化など生活保護からの脱却を促進する方策が叫ばれているが、「出口」の労働市場において「適切な雇用」が縮小しており、雇用の確保は容易ではない。保護基準に満たない最低賃金額水準の雇用の広がりや労働の質の劣化によって、従来の労働市場への誘導による就労支援策の限界も明らかになりつつある。

2. 研究の目的

こうした社会状況において、本研究は失業等によってホームレス状態に陥った人々を中心に、一般労働市場への参入が困難な稼働年齢の貧困層の実態を明らかにし、それに対する対策・支援のあり方を提起することを目的としている。

そのため本研究ではホームレス自立支援施設や生活保護施設等においてホームレス者の雇用・生活状況を明らかにし、それをもとにホームレス脱却のための支援、また脱却後の生活において「健康で文化的」な生活を継続的に営むための諸条件、今後の新たな「自立モデル」を提起することを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は仕事と住居を失い、ホームレス状態に陥った稼働年齢層の貧困層を主な対象にしている。これら稼働年齢層のホームレス者を現代の「働く貧困層」(ワーキングプア)の典型例として捉え、本研究の中核に据えた。

研究の実施にあたっては主なフィールドを京都市に設定した。研究方法は京都市のホームレス者が数多く入所する生活保護施設及びホームレス自立支援センター等で実態調査を行い、これらの調査に関する統計的分析を研究の中核に据えている。また関西のある自治体においてホームレス状態から居宅保護以外の法外援護などの措置を行った者に関する追跡調査にも取り組み、これらの調査の統計的分析をもとに、今日の稼働年齢層へのホームレス対策及び貧困対策について検証を行った。

4. 研究成果

(1) 京都市のホームレス対策の特徴

本研究では京都市を中心とするホームレスに関する研究を中心に据えている。京都市

のホームレス対策は戦後すぐに設立された「京都市中央保護所」における緊急一時宿泊、そして昭和59年から始まった京都市下京区福祉事務所でのパン・牛乳などの補食支給を行う「ホームレス応急援護事業」などの応急的・一時的対策を中心に実施してきた。

京都市のホームレス対策は上記のような応急的・一時的対策を中心であったが、近年は対策の枠組みに変化が見られる。平成16年12月からは就労による自立支援を目的とした「京都市ホームレス自立支援センター事業」が開始され、平成21年11月からは一時的な休養や離職者支援資金・生活福祉資金等が支給されるまでの緊急一時宿泊を目的とした「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」が実施されている。

さらに平成23年3月からはホームレス自立支援センター等への入所者を対象に、仕事の情報提供や職業訓練的な雇用開拓などを行う「京都市ホームレス能力活用推進事業」、また同年4月からは地域生活の支援を目的とした「京都市ホームレス地域サポート支援事業」なども実施されることになった。

居宅保護への移行を含め、京都市のホームレス対策は従来の応急的・一時的対策から就労支援、地域生活支援へと変化を見せているが、これらの諸対策についての検証は今後の課題となっている。そのため本研究では京都市のホームレス対策の中心的施設である京都市中央保護所や自立支援センターなどの諸対策の現状と課題について分析を行った。

(2) 京都市中央保護所の入退所状況の推移

京都市中央保護所は昭和21年に開設された生活保護法の更生施設である。中央保護所は京都市のホームレス対策の中核的施設として市直営で運営されてきたが、平成23年4月から指定管理制度に移行し、社会福祉法人有隣協会が運営を担っている。更生施設の定員は30名、緊急一時宿泊事業は20名である(平成23年度)。

① 入退所者数の推移(1996~2008年度)

京都市中央保護所(以下、保護所)の利用者数は、平成8(1996)年度の年間入所者が987人、退所者は988人、延利用者数は6883人、一日平均利用者数は18.83人であった。その後、利用者は増加の一途を辿り、平成14(2002)年度には入所者数1889人、退所者数1889人、延人数15,878人、一日平均43.48人となり、平成8年度の約2倍に増加した。

平成14年度以降、入退所者数は減少傾向であったが、平成20(2008)年度には一日平均利用者数は42.82人となり、再び増加に転じている。平成20年度の一日平均利用者数及び延人利用者数は、平成13(2001)年度~平成15(2003)年度に匹敵する状況である。

一方、入所者数は減少している。その要因はリーマン・ショック以降の雇用情勢の悪化により、従来の「原則7泊8日」の利用日数を延長し、生活保護を利用して居宅確保を行う利用者が増加しているためと見られる。

②中央保護所における利用者層の変化

平成20年度の利用者は、40～59歳の年齢層が約半数を占め、60歳代は2割弱である。近年では30歳代が増加傾向にある。

入所理由については「休養」が最も多く、平成8年～20年度において約50～80%を占めている。これまで保護所は更生施設としての機能よりも、「緊急一時宿泊施設」の機能を果たしてきたことが統計からも見ることができる。一方で「求職」を目的とした入所は、平成20年度で13.5%に止まっている。

また退所理由は「任意退所」が最も多く、平成20年度でも6割以上を占めている。この要因は、「休養」を理由に入所した者が原則7泊8日の宿泊期限を迎えて「任意退所」していると考えられる。しかし近年では「任意退所」は減少傾向にある。代わって退所理由を「居宅」とするケースが増加し、居宅保護に移行する者が増えている。平成20年度では「居宅」は16.2%となっている。これまでの「休養」等を目的とした短期入所から、居宅保護に移行する者など保護所の利用者層は変化しつつあり、退所後も支援が必要な入所者が増加しており、支援体制の強化が必要とされる。

(3) 京都市中央保護所利用者の現状

—中央保護所アンケート調査より—

①調査目的・方法・対象

本研究では中央保護所の入所者の現状と課題を把握するため、現入所者と同所の入所経験を有する者を対象としたアンケート調査を行った。今回の調査では、保護所の現入所者44人と元入所者39人の合計83人から聞き取りした。調査は2010年2月13・17日、3月11・13日の4日間に行った。本調査は京都市地域福祉課の協力を得て実施した。集計および分析は佛教大学大学院博士後期課程の中野加奈子氏、また横田潤一氏の協力を得て行った。

②アンケート回答者の年齢階層及び学歴

年齢階層は50歳代が37.4% (31名)、60歳代が27.7% (23名)、40歳代が14.4% (12名)、70歳以上が10.8% (9名)、30歳代が9.6% (8名)であった。最終学歴は高卒が42.2% (35名)、中卒36.1% (30名)、高校中退10.8% (9名)、大卒6.0% (5名)、専門学校卒4.8% (4名)であった。

③中央保護所への入所回数

中央保護所の入所回数は1回目が45.1% (37名)で、それ以外は2回以上の入所経験があった。10回以上の入所回数が23.2% (19名)を占め、3～5回が13.4% (11名)、2回目が11.0% (9名)、6～9回が7.3% (6名)であった。10回以上の利用者が2割以上存在し、複数回数の利用者が半数を超えている。

保護所は緊急一時宿泊施設(シェルター)としての役割を担ってきたが、保護所入所がその後のホームレス生活の脱却にはつながっていない現状も示している。

④健康状態について

現在の健康状態については「あまり良くない・悪い」が71.1% (59名)を占めていた。現在の身体的症状と悩みに関しては73.5% (61名)から具体的な訴えがあった。症状は「腰痛」39.3% (24名)、「眠れない」37.7% (23名)、「気分が優れない」23.0% (14名)、「だるい」18.0% (11名)などであった(有効回答数61名)。

⑤心配事の内容と相談相手の有無

現在の心配事を聞いたところ135件の回答があった(複数回答、有効回答数82名)。そのうち「仕事があるか心配」が52.4% (43名)で最も多く、「健康や病気が心配」は43.9% (36名)、「住居が見つかるか心配」は41.5% (34名)であった。一方、「特に不安や心配はない」は15.9% (13名)のみであった。

また「困りごとや心配ごとに対し、相談できる人は身近にいるか?」という問いには、65.4% (53名)が「相談できる人は身近にいない」と回答していた。一方、「知人・友人に相談できる」は16.0% (13名)、「家族や親族に相談できる」は9.9% (8名)のみであった(有効回答数81名)。

⑥どのような支援を望んでいるか

「どのような相談や支援があればいいと思いますか?」という問いには178件の回答があった(複数回答、有効回答者80名)。

「就職・仕事探し」という回答が最も多く50.0% (40名)で最も多く、「住居の確保について」45.0% (36名)、「健康面の相談や支援」と「生活保護の相談や支援」がそれぞれ36.3% (29名)であった。

また「仕事探しをする場合、どのような支援があれば良いか」という問いには110件の回答があった(複数回答、有効回答数72名)。最も多いのは「落ち着いて仕事さがしできる住居や施設」が44.4% (32名)、次いで「(身体ならしのための)軽作業」37.5% (27名)、「丁寧な職業相談とはげまし」34.7% (25名)、「資格や技術取得の支援」23.6% (17名)であった。

「資格や技術取得の支援」について年齢階層別にクロス集計を行ったところ、若い年齢層の方が「資格や技術取得の支援」を求めている場合が多い傾向にあった。一方、年齢層が上昇するに伴い「軽作業」を要望する人が多くなるという傾向があった。そのため一般労働市場への参入が困難な稼働貧困層に対しては「公的就労」の検討が必要と考える。

(4) ホームレスから居宅保護以外の措置を行った者への追跡調査

①本研究の目的と対象者

低賃金・不安定雇用層の拡大と共に、労働市場において適切な雇用が縮小し、「自立」可能な就労を確保することが困難になっている現状が先行研究によって指摘されている。そうしたなか生活保護による支援の役割は大きくなっている。しかしホームレスに対しては今日でも法外援護や施設入所等の生活保護以外の措置により対応が行われているケースは少なくない現状が指摘されている。そのため本研究では関西の都市部にあるA市地域福祉課の全面的な協力を得て、居宅保護以外の措置を行ったケースに関する追跡調査の分析を行うことができた。

なお本研究は平成20年4月1日から平成21年3月31日にA市内の各福祉事務所において居宅保護を適用せず、それ以外の措置がなされたホームレスを対象にA市が実施した調査を分析している。調査には市内各福祉事務所から居宅確保以外の措置をした81人分の回答があった（男性76人、女性5人）。

②居宅保護以外の措置を行った者の属性

年齢については50代が35.8%で最も多く、次いで40代が22.2%であった。A市において居宅保護を適用した者との年齢層を比較したところ、居宅保護以外の措置を行った者の場合、40代や30代などの年齢層が多かった。また平均年齢も48.1歳で、居宅保護を適用したホームレスの平均年齢（54.9歳）よりも約7歳若かった。50代以下の稼働年齢層を中心に居宅保護以外の措置が取られている傾向が見られる。

野宿理由については、「失業・解雇」32.1%、「刑務所出所・更生保護出所等」は16.0%であった。最も直近で居宅生活を営んでいた場所はA市内が46.9%で最も多い。

③居宅確保以外の措置状況について

居宅保護以外の措置が取られたケースについて、最終的な措置がどのようなになっているかを調べたところ、保護施設などからの「無断退所など行方不明扱いのため保護廃止」が42.0%を占めていた。一方「自立のため保護廃止」は12.3%に止まっていた。

「行方不明」による保護廃止の内訳は、「保

護施設→無断退所など行方不明扱いのため保護廃止」14.8%、「病院入院→無断退所など行方不明扱いのため保護廃止」9.9%、「保護施設→自立支援センター→無断退所など行方不明扱いのため保護廃止」6.2%などであった。

④求められる「再野宿」を防ぐための支援

今回の追跡調査から、居宅保護以外の措置が取られた場合、複数の施設・病院等を経由するケースが多い状況が確認された。また保護施設をはじめ、病院、自立支援センターなどからの「無断退所」が半数弱を占めており、居宅保護以外の措置が行われた場合、再野宿化のリスクが高い状況にあることが明らかになった。

「無断退所」が生じる背景には様々な要因があるが、精神的な不安定さや様々な生活課題を抱えている人々に対して、保護施設や自立支援センターの居住環境、支援体制等が十分に対応できていない現状も窺われる。様々な生活課題を抱える人々に対して一律に施設での集団生活を求めるのではなく、個別的な支援環境で、きめ細かな援助を行う必要がある。再野宿を防ぐためには、福祉事務所におけるアセスメントのあり方について再検討を行う必要がある。また支援施設における支援プログラムの検討、施設環境の改善、支援体制の拡充が必要と考えられる。

(5) 自立支援センター「就労自立」退所者の就労状況とその課題

①調査目的及び調査方法・対象

この調査は3年間に渡る本研究の総括として、近年の厳しい雇用情勢において京都市自立支援センター（以下、センターとする）の退所者がどのような労働条件で就職しているのか、その実態を明らかにすること、そして貧困に陥った人々が再び安定した生活を継続的に営むためにはどのような対策や支援が必要かを提起することを目的に行った。

調査方法はセンター退所者が実際に就職した事業所の求人票等に記載された賃金、職種、雇用形態、社会保険の有無、事業所規模、資格要件等と、ケース記録に記載されたセンター入所前の職種、年齢、学歴等を分析し、退所者が地域生活を継続するための条件について検討を行った。

調査対象は、リーマン・ショック後の2008年12月11日～2011年1月9日までにセンターを「就職により退所」した62名（「就労自立」43名と「半福祉半就労」19名）である。なお、今回の調査では中途退所者など就労先を確保できずセンターを退所した人や「半就労半福祉」を除く生活保護受給者は調査対象に含んでいない。

本調査の実施にあたっては特に京都市自

立支援センターの池下嘉彦施設長、アフターケア訪問事業担当の鷺見氏に全面的にご協力いただいた。また調査データの集計・分析作業には横田潤一氏に協力いただいた。

②自立支援センターの概要

京都市自立支援センターは「就労による自立意欲と能力があり、かつ、心身の状態が就労を行うに当たって支障がないと認められる者」に対し、宿泊場所の提供と就労に関する相談事業などの援助を行い、ホームレス生活からの脱却（自立）を図ることを目的とした施設である。

現在、当センターの定員は 30 名、入所期間は原則 3 カ月、最長 6 ヶ月である。平成 21 年 4 月～22 年 3 月末のセンター退所者 56 名の内訳は、「就職により退所」48.2%、「福祉等の措置により退所」23.2%、「規則違反、無断退所等」は 28.6%であった。

③年齢階層と学歴

「就労自立」退所者（43 名）の年齢階層は 50 代が 34.9%（15 名）、40 代が 25.6%（11 名）、30 代が 23.3%（10 名）である。30～40 代の稼働年齢層が約半数を占め、中央保護所など他施設に比べ年齢層は若い。「半就労半福祉」退所者（19 名）も、40 代と 50 代が各 36.8%（7 名）で稼働年齢層に集中している。

「就労自立」退所者（43 名）の学歴は、「高卒」44.2%（19 名）、「中卒」30.2%（13 名）が多い。「半就労半福祉」退所者（19 名）の場合は「高卒」68.4%（13 名）が多く、「中卒」は 10.5%（2 名）のみであった。

④就労先の雇用形態と職種、資格について

「就労自立」退所者（43 名）の就労先の雇用形態は、「正社員」が 62.8%（27 名）であったが、「パート」の 20.9%（9 名）をはじめ、「契約社員」などの非正規雇用も 37.2%を占めていた。一方、「半就労半福祉」退所者（19 名）の雇用形態は「パート」が 68.4%（13 名）で最も多く、パートを含めた非正規雇用が 84.2%を占めていた。それに対して「正社員」は 15.8%（3 名）のみであった。

また「就労自立」退所者（43 名）の就業職種は、「サービス業」が 32.6%（14 名）、次いで「工場労働」が 23.3%（10 名）、ガードマンなどの「保安職業」18.6%（8 名）などが多い。一方、「半就労半福祉」退所者（19 名）の場合は、「清掃作業・廃品回収」が 42.1%（8 名）、工場労働 31.6%（6 名）などが多い。

雇用条件としての資格については「就労自立」退所者（43 名）のうち 74.4%（32 名）が「必要なし」であった。「普通免許」は 7.0%（3 名）、「普通 2 種免許」は 4.7%（2 名）であった。「半就労半福祉」退所者（19 名）については、雇用条件としての免許については

「なし」が 94.7%（18 名）であった。

⑤最低賃金と「就労自立」退所者の賃金額

本調査は 2008 年 12 月 11 日～2011 年 1 月 9 日のセンター退所者に行っている。その間に京都府の最低賃金（時給）は 2008 年 10 月の 700 円から 717 円へ、2009 年は 729 円、2010 年には 749 円へと改定された。2010 年の最低賃金額を月額換算すると 130,176 円である（*計算方法は厚労省が採用する方法に基づく：時給 749 円×173.8 時間）。

センター「就労自立」退所者のうち、就職時の賃金が最低賃金額水準の「14 万円未満」（税込、月額）の者が 21%であった【表 1】。収入 14 万円で保護の要否判定を行った場合、要保護となり、最低生活費の不足分が支給される可能性が高いと考えられる。しかしこれら最低賃金額水準の「就労自立」層は保護を受給しておらず、自力で生活を営んでいる。

| 就職時の月給 | 人数 | % |
|--------------|----|--------|
| 13 万円未満 | 3 | 7.0% |
| 13 万-14 万円未満 | 6 | 14.0% |
| 14 万-15 万円未満 | 1 | 2.3% |
| 15 万-16 万円未満 | 8 | 18.6% |
| 16 万-17 万円未満 | 7 | 16.3% |
| 17 万-18 万円未満 | 3 | 7.0% |
| 18 万-19 万円未満 | 7 | 16.3% |
| 19 万-20 万円未満 | 2 | 4.6% |
| 20 万円以上 | 6 | 14.0% |
| 計 | 43 | 100.0% |

【表 1】「就労自立」退所者の賃金額

⑥保護基準と「就労自立」退所者の賃金額

平成 22 年度の京都市の生活扶助基準額は 81,610 円（単身者、41～59 歳）、住宅扶助の上限額 42,500 円（特別基準）を合わせた保護基準額は 124,110 円である。また、勤労している保護受給者の場合は勤労に伴う必要経費（勤労控除）として「基礎控除」と、年間収入に対する勤労に伴う必要経費としての「特別控除」（＝年収の 1 割）が認められる。そのため勤労収入が保護基準額 124,110 円の場合、基礎控除の 24,940 円と特別控除の 12,411 円と合わせた勤労控除額は 37,351 円（月額）となる。そのため勤労控除を加えた保護基準額は 161,461 円となる。

そのほか保護基準には冬季加算や期末一時扶助費が加えられる。また、保護受給世帯は社会保険料や税金、医療費負担は免除されるが、勤労世帯ではそれらの負担が生じる。

そのため保護世帯と同じ生活水準を維持するには保護基準の1.4倍程度(173,754円)が必要と考えられるが、今回の調査では冬季加算や期末一時扶助額、社会保険料や税金、医療費の負担は含まず、勤労控除額のみを考慮し、勤労世帯における保護基準額を月額161,461円とみなした。

「就労自立」退所者(43名)のうち勤労控除額を含む保護基準額を下回る「16万円未満」(税込、月額)の者が41.9%(18名)を占めていた。ボーダーライン層の「16~17万円」を含めると58.2%(25名)を占める【表4】。(※ただし、「就労自立」退所者のうち、年金受給者4名あり)

一方、「半就労半福祉」退所者(19名)の賃金は勤労控除を含む保護基準額未満及びボーダーライン層が89.4%(17名)であった。賃金額が保護基準を上回ると見られる者が2名いるが、この事例は今後の就労継続性が確認された場合、保護廃止になる可能性が高いケースと考えられる。

⑦社会保険の適用状況

「就労自立」退所者(43名)の社会保険加入状況は、「雇用・労災・健保・年金あり」は60.5%(26名)、「雇用・労災・健保・年金・退職金あり」18.6%(8名)であった。また現在、年金を受給している者は4名である。

一方、「健保なし」「年金なし」は20.9%(9名)であった。「健保なし」「年金なし」9名の雇用形態は非正規雇用6名、正規雇用3名であった。健康保険や厚生年金が未適用事業所の場合、各自で国民健康保険と国民年金に加入しなければならない。「健保なし」「年金なし」の9名のうち賃金16万円未満が6名であった(クロス集計)。「健保なし」「年金なし」の場合、保護基準以下の賃金から国保保険料や医療費、年金保険料を負担する必要が生じることになる。

「半就労半福祉」退所者(19名)については「雇用・労災・健保・年金あり」は47.4%(9名)で、「雇用・労災のみ」26.3%(5名)、「労災のみ」21.1%(4名)であった。健保未適用の就労先も多いが、医療扶助でカバーすることが可能であり、生活保護が低賃金に対するセーフティネットの役割を果たしているといえる。

⑧結論—総合的対策と新たな「自立モデル」

ホームレス自立支援センター退所者調査から、「就労自立」退所者の21%が最低賃金水準の低賃金で就労している実態が明らかになった。また賃金額が勤労控除額を含む保護基準額下回る者が41.9%、ボーダーライン層を含めて58.2%になる。「就労自立」退所者の約半数は保護基準以下のワーキングプ

ア状態である実態が明らかになった。

「就労自立」退所者は低位で不安定な労働・生活状況に置かれている者も多く、センター退所後において安定した地域生活を営むためには労働環境の改善、失業や低賃金に対する社会保障制度の拡充、公的就労制度の導入など諸対策について総合的な検討が必要といえる。

一方「半就労半福祉」退所者の場合、低賃金や社会保険の不備を生活保護が補完していると現状が見られた。労働市場に「適切な雇用」が縮小し、労働の質が劣化している現状にあつて、医療(扶助)や住宅(扶助)など生活保護の部分的適用と「就労」の組み合わせは、当面の支援策としては有効といえる。今日の膨大なワーキングプア層への対策として「半就労半福祉」など新たな「自立モデル」を具体的に検討・提起する必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

- ①加美嘉史、「雇用・失業対策の問題点と新たな就労の可能性」、明石書店『ホームレスと社会』、査読無、第3号、2010、pp10-17
- ②加美嘉史、「いま貝塚市の何が一貝塚市の活保護行政の実態と貝塚市生活保護問題調査団の取り組み」、総合社会福祉研究所『福祉のひろば』、査読無、2008年5月号、2008、pp.30-35

[学会発表](計1件)

- ①加美嘉史、「生活保護受給から先をどうするか—大阪・釜ヶ崎からの報告—」、日本社会福祉学会関西地域ブロック・関西社会福祉学会「第21回若手研究者・院生情報交流会」、2011年2月20日、龍谷大学大阪梅田キャンパス

[図書](計2件)

- ①加美嘉史、他、ミネルヴァ書房、『就労支援』、2010、pp145-165
- ②加美嘉史、他、高菅出版、『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』、2009、pp71-85, 101-119, 133-143, 151-161, 230-238, 335-347

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加美 嘉史 (KAMI YOSHIFUMI)
佛敎大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号：20340474